**○農林水産省告示第千百六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五所　兵庫県養父市大屋町明延字七拾枚二八八・二八三の一、朝来市生野奥ヒナタ三二〇九（次の図に示す部分に限る。）、字奥ヒシロ三一一三の二・三一一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）、字玉ノ谷三一一二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字奥ヒシロ三一一三の二、字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）、字玉ノ谷三一一二の一

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三、二八三の二、朝来市大屋町明延字七拾枚二八三、二八四五の三・四五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥ヒシロ三一一三の二・三一一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）、字玉ノ谷三一一二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字奥ヒシロ三一一三の二、字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）、字玉ノ谷三一一二の一

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金ヤガ谷三一一〇（次の図に示す部分に限る。）

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

一、二六六六、二六七の一、二六八、二六八の三、二六九、二七〇の五、字鉱の屋敷二二八九

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　以上の間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱五十号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市相知町千束字太郎丸一七六〇、一七七四地先、一七七二の一地先

二　一七六五、一七六八、一七七二の一の一、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四地先、一七七二の一地先

三　指定の目的　土砂の流出の防備

四　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第６８号**

盛岡市盛岡駅前通２番30―207号

債務者　佐々木真実

1　決定年月日時　平成27年４月23日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山中　俊介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第８９号**

奈良市中山町西３丁目445番地の２　金澤マンション203号

債務者　藤田　恵子

1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　北村　俊祐

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで

奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第９０号**

佐賀市高木町８―17　レオパレスリバティ１―107号、住民票上の住所佐賀市木原２丁目17番15号

債務者　大財　弘宣

1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　富永　洋一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１５号**

大分県別府市上野口町27番40号

債務者　工藤　善晴

1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮根　宏一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時10分

5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１９６号**

北九州市八幡西区楠橋南２丁目12番５号

債務者　坂本　孝徳

1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡部　友和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月23日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第７０号**

北海道檜山郡江差町字円山32番地の10

債務者　佐藤　健三

1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　百合　拡泰

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで

函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２８０号**

京都府長岡京市友岡１丁目20番２号　鈴木マンション301

債務者　松本　公治

1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　喜田　純章

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで

京都地方裁判所第５民事部破産係